

【各論】

『土芥寇讎記』および『諫懲後正』における

綱吉政権下の幕閣に対する評価

湯川真人

はじめに

私が属した第二班の統一課題は、『土芥寇讎記』及び『諫懲後正』の作者・編者像を各自の分析視角によつて探る、というものである。更に第二回報告において、江戸城殿席からの考察を班の共通の視点として加えた。『土芥寇讎記』および『諫懲後正』が編纂された元禄三年（一六九〇）、元禄十四年（一七〇一）は第五代將軍徳川綱吉の政権下である。綱吉は延宝八年（一六八〇）家綱のあと末期養子に近いかたちで將軍に就いたが、その將軍継承の事情から血統の正当性を前面に出せず、家綱を支えてきた徳川譜代の上に立てないという脆弱な政権基盤から出発せざるを得ず、近習で脇を固めた独裁体制を指向したといわれる。（小川和也氏、二〇〇四年報告）

こうした政治状況の中で、綱吉が任命した幕閣の経歴と『土芥寇讎記』（以下『土芥』）、『諫懲後正』（以下『諫後』）における彼らに対する評価との関連性、親和性の強弱を探ることにより、両書の作者・編者像に迫る手掛かりとしたい。

一、『土芥』および『諫後』における御側御用人および若年寄に対する評価

(一) 御側御用人に対する評価

御側御用人（以下側用人）は延宝八年七月綱吉によつて初めて設

けられた。この役職は將軍の側近にあつてその命を老中・若年寄に伝え、また彼らの伺い・上申を取り次ぐことであつたが、その権勢は時に老中をも凌ぐものがあつた。側用人は常設の官職ではなく、天保十四年（一八四三）までに三十名が任じられたが、内十七名までが綱吉政権下であつた。綱吉が如何に側近を重視したかを伺うことが出来る。彼らの在職期間を見ると、二十年に及ぶ者もいれば一年未満の者もおり極めて区々である。またその経歴も、老中に昇る者、寺社奉行、京都所司代を歴任する者もいれば解任、逼塞せられた者もおり、幕閣人事において綱吉の意思が強く反映されていたことが推察される。ここでは、綱吉が將軍に就いた延宝八年から、『諫後』が編纂された元禄十四年までの間に任命された十四名を分析の対象とした。（表1）

『土芥』『諫後』の両書ともに記載のない者は五名であるが、内三名は絶家ないし逼塞させられている。これは、後述する若年寄でも同様であり、これらの役職に就いた後、絶家、逼塞、解任された者は記載の対象にもならず、むしろ編者が意図的に避けていたのではないかと考えられる。他の二名の内、畠山家は「高最初に任命された側用人であり、延宝八年から元禄八年まで十五家」のため記載が無いと思われるが、『土芥』に牧野備前守成貞の記載がないのは極めて不自然である。牧野成貞は綱吉によつて年の長きにわたつてこの要職にあつた。『土芥』が編纂された元禄三年は、牧野成貞が権力の絶頂期にあつたといつてよい。成貞は彼に遅れて側用人となり、二十一年間（元禄元年〜宝永六年）在職した柳沢出羽守保明と共に綱吉政権を支えた人物であり、元禄元年（一六八七）初めて將軍が家臣の邸に臨駕したほどに綱吉の寵を得ていた人物である。（その後側用人で綱吉の臨駕を得たものは、柳沢保明、松平輝貞のみ。）また『土芥』『諫後』で、同じ側用人柳沢保明に対する極めて高い評価の記述があるのに比べ、成貞についてはそもそも記載すらされていないことは意図的なものではなからうか。『土芥』編纂の指揮を牧野成貞が執つていたとする杉岳志氏の説（二〇〇四年報告）は、この点

において説得的である。

側用人の評価を表1(2)によって俯瞰してみたい。この表は各大名に共通の評価項目について、評価の高低をその基本的な言い表し方によってランク付けしたものである。評価には基本的表現に加えて、事実の例示による補足、儒学書からの引用での補強、父親(含養父)との比較による評価等が記載されている場合も多いが、基本的な評価はこのランクにより把握することが出来ると考えた。一覧して分かるのは在職期間の長い者の評価が高く(柳沢保明、松平輝貞、松平忠易)、短い者の評価が相対的に低い(南部直政、酒井忠真、金森頼時、太田資直、相馬昌胤)事が明確に表れていることである。金森頼時、相馬昌胤、酒井忠真の評価が『諫後』において向上しているのは、他班の報告にもあるとおりに、『諫後』の評価が一般的に甘くなっていることによる。

まず、高評価の人物の内、柳沢保明について『土芥』では、「誠ニ譽之善將ト云フベシ。信アレバ徳アル故ニ、上意ニモ叶ヒ、家繁盛スト見エタリ。」と高く評価し、かつ將軍と評価との関連を示している。『諫後』では本文に「文道ヲ学ハズ」とあるのに対し、「人ニヨリ文道ヲ学フと云フテ真実ノ理ニ不至只文字ノ句読記誦詞章泥之……」「文武ノ二道ニ至達シ是ヲ内ニ含ミ外ニ不顯モアリ」と学ばざること擁護し、「天下ニ隠レナキ將トナリ……」と激賞している。また本文において「家士綺羅過ギルトナリ」とあるのに対し、「評」において「家士綺羅ニ過ギルト云フは第一將軍家御成重ナル故ナラン」と弁護している。評価の視点が本人の資質にあるというよりは、將軍との関係にあるようにも見える。

松平輝貞の場合『諫後』の本文で「文道ヲ不学武法ヲ好ミ……」とあるのを受けて、「評」では「主將タル人文道の学ヒナキコト可ナリトセズ」といつつ「去ハ輝貞生得發明ニシテ家民ニ哀憐ヲ施シ……ト云ヘハ難スヘキニ非ス」として、文道を学んでいなくとも他の評価項目がよければ特に非難すべきことではないとしている。これは柳沢保明に例と並んで「文道」という評価基準の相対性―それ

は評価者の主観に左右されると思われるが―を示していると同時に、輝貞の幕閣としての地位をも考慮しているようにも考えられる。また『諫後』の記述の特徴である將軍との関係(役職との関係)にも言及している。「殊ニ君恩重ク御寵愛ノ上ハ猶更心身慎ミ世間ヲ憚リ忠勤ヲ励サルヘキモノナリ」。

松平信庸(信慈)につき『諫後』に面白い記述がある。「信慈甚ヲ夕相撲好マルトナリ……相撲ハ夫小人ノ業ニシテ大人ノ数奇ゴトに非ス」と唯一の欠点として挙げた上で「尤も停止有テ宣シト云ヘリ」と問題ないとしている。こうした断片的な実例の取り上げ方は他にも多く見られるが、この書に評判記的色彩を与えているところだろう。京都所司代に任命された後「心身大ニ慎ミ所跡正シク寛柔ヲ表トナシ礼法ヲ専ラトシテ……」いるので「後年マタ天下ノ執權ニモ補セラルヘキ譽ノ將ナリ」とたたえている。ここにも役職と評価の強く肯定的な関係が読み取れる。

松平忠易(忠徳)については『土芥』『諫後』共バランスのとれた高い評価を付している。『土芥』において「文武ヲ学ヒ……」と評価した後、一般論として「今ノ世ニ文学有テモ道ヲ不守人ノミ多シ……如何ニ学ヒテモ思慮ナクハ何ノ詮カアラン。縦博学成リトモ不義有ラハ又無益」と述べ、学ぶことが実践されて初めて価値があると述べている。これは学んでも実践しなければ価値が無い―学ばなくとも実践があれば価値があるという展開を可能とし、柳沢保明に見たように学ばざることの擁護にもつながっている。『諫後』においても『土芥』と同様な評価であるが、「御側ニ列トナリ暫勤メラレシモ行跡宜ガ故也」と役職との関連の記述が見られる。

次に、低評価の人物として南部直政と酒井忠真を取り上げてみたい。南部直政については生得は良しとしながらも、「悪所通ヒシ……酒宴遊興シ……破沙羅ヲ好ム」家臣に置きを任せていることに厳しい評価を下している。「兎角將ノ謝リナレバ誹謗ハ通レ難カルヘシ」。元禄元年から二年まで二年間側用人の職にあった者に対し、元禄三年時点でこのように評価しているのは、既にその職にないため

気兼ねなく批判できたのか、或いは「評」にある事実によって職を辞したためなのか。元禄三年時点まで側用人であった場合はどのような評価になっていたのか興味あるところである。

酒井忠真『土芥』において口を極めて悪評を述べて立っている。どの評価項目も極端に低い評価であるが、特に「行跡」と「家士・国政」について具体的な事実を述べて非難している。評価の表現は、「智アリト云トモ愚ニ等」「将愚ニシテ男色ニ迷……」「……暗将ト云ヘシ」「君愚タレバ臣モ愚ナリ」と並べ、終りに「不足評」と最低である。元禄三年時点でかくも評判の悪い者が、元禄六年に側用人に任じられたのは何故か。在職が一年に満たなかったのは、この評価どおりの人物だったためか。ところが『諫後』になると評価は一変する。『諫後』の評価が全体に甘いという点を考慮しても別人のようである。「忠真ニ於テモ頭非議ナク行跡穩和ニシテ生得淳直ナレバ別シテ難スヘキ所行ナシ」「……悪義ナキハ良將ノ誉アリ」。この評価のどちらが正しく、またその差がどこから来ているのか定かではないが、いづれにしても両書の評者の主観が強く表れていることは確かである。

この項の終わりに牧野成貞について触れたい。前述のように、『土芥』にその記載はないが、『諫後』の牧野成春（成貞の養子）の項に短い評がある。「天性主將ノ法ニ叶ヘリトナン」と評した後、「成貞相撲ヲ好マルトナリ」と指摘するが、松平信庸と異なりこれを非議することなく「……御寵愛ニヨリテ弥慎ミ多ク別シテ御側に勤メ御出頭アリシ」と続けている。「所行」の事例に対し好意的に評価していること、また役職との強く肯定的な関連が見て取れる。また、堀田正俊の横死の後成貞の権勢が強まるにつれ、成貞も「少々不義ニモアルヘキカト察スル所」が出てきたが、彼は堀田正俊の横死を見習って身を謹んだとやや皮肉っぽく述べおり、権力に近い視点を強く感じる表現となっている。

(二) 若年寄に対する評価

若年寄は少禄（一〜二万石）の大名から任せられることが多く、その職務内容は老中と共に幕政を司ることおよび旗本、御家人を所管することであった。その権限は老中に比べてはるかに弱いものであったが、若年寄から老中或いは他の役職に進む者もあつた。若年寄を分析の対象とした理由は、比較的少禄であることにより評価が素直に出やすいのではないかと考えたためである。『土芥』と同様延宝八年から元禄十四年までの間に任命された十四名を対象としたが、ここでも両書共に記載の無い者が四名おり、米倉丹後守正尹を除き『土芥』とほぼ同じ理由となっている。

若年寄の評価を一覧すると全体的に高い評価となっていることがわかる。これは、三浦耆岐守朋敬、松平安房守信孝を除いて在任期間が相当長期にわたっていることおよび、若年寄の後老中に昇っている者（秋元撰津守喬朝、本多紀伊守正永、井上大和守正通）が多いことによるものである。ここでは評価の高い秋元喬朝、本多正永、井上正通と相対的に評価の低い三浦朋敬を取り上げてみたい。

『土芥』における喬朝に対する評価はほぼ完璧である。世の中の主將は「是皆偏ニシテ善ノ全キハナシ」としながら、「ココニ喬朝一人寛博ニシテ、才智發明ニ、文武弓馬ヲ嗜……諸事法ニ叶フト云ハ善ノ善ナル所ナレバ褒美スルニ猶余リ有ルベシ」と簡潔に最大級の賛辞を送っている。短い文章であり、具体的な事柄がなにも記述されていないので、この賛辞の根拠を読み取ることは出来ないが、喬朝が奏者番（延宝五年）寺社奉行（天和二年）若年寄（天和二年〜元禄十二年）と極めて順調に幕閣としての出世街道を歩んできたことと無縁ではあるまい。評価の高さとは対照的に素気ないほどの文章の簡潔さに、高い役職にあるものに対し敢えて多くを言わない評者の姿勢を感じさせる。喬朝はこの後元禄十二年から宝永四年まで八年間老中を務めることになる。喬朝に対する評は『諫後』にお

いても簡潔である。ここにもまた、役職（この時喬朝は老中）と評価の間の強く肯定的な関係が明確に表れている。「喬朝元來若御老中ノ列ニ備リ多年勤候不怠ノ所ニ今マタ天下ノ執權ヲ司リ國家の安危ヲ沙汰セラル」。また、本文に「文道ヲ学ハルルノ沙汰ナシ」とあるのに対し、「サレバ人ノ気情ニテ文道ヲ学フト不学トノ差別アリ」と擁護しているのは他にも例を見るとおりである。

本多正永（正乗）の『土芥』における記述はわずかに一行である。「正永行跡不知。故ニ無評」。元禄元年に寺社奉行になったものの在職は一年に満たず、石高も一万石の小大名で評者の関心を引かなかつたのであろうか。『諫後』においても秋元喬朝の場合ほどのほめ言葉ではないが、同じように素気ないほどに短い評（僅か九十三文字）である。正永はこの時奏者番（元禄八年）寺社奉行（元禄九年）を経て、若年寄になって三年目であり秋元喬朝とほぼ同様な出世街道を走っている。（宝永元年より老中）これも権力の本流を行く者に対しては、余計な評価を加えないということなのだろうか。

前記二者の記述の構成は、『諫後』における井上正通の評でも同様である。相違点は綱吉によって一時閉門させられた父正任についての記述があることで、正通本人に対する評の長さは本多正永のそれとほぼ同程度である。因みに『土芥』における父正任の評価は、閉門が影響しているのか最悪である。正通の経歴も不思議と前二者と全く同じである。（奏者番 元禄八年、寺社奉行 元禄九年、老中 宝永二年）このように上記三者に対する評価の構成・表現はよく似ており、そこに権力の中枢にいる者に対する評者の姿勢が見えてくる。

『土芥』の三浦朋敬に対する評を読むと、これまでも他の大名の評で感じていた本書における評価基準の曖昧さがはっきりと分かる。特に基本的な評価項目である「文道」「武道」でそれが表れている。朋敬の父安次について「文武ヲ学ヒ知恵發明ナルハ主将ノ本意也。然ルニ行跡不宣ハ何ソヤ」と述べ、これまで他の大名の例で見たように、文道を学んでも実践が伴わなければ駄目だといっている。然

るに朋敬については「父ニ不似無学ナリト云ヘトモ、行跡愚ナラネバ学者ノ父ニハ遥ニ増タル無学者タリ」と無学ではあるが実践が伴っていると褒めながら、「去ドモ学智ナキ無学者故ニ家民哀憐ノ心ナシ。善ニモ悪ニモ不付中編將ト云ウベシ」と評し、評価基準の一貫性の無さが表れている。「文道」「武道」という評価項目の内容が何であるかという前に、評価の基準が定まっていない。従って、評価項目は評者の主観によってその内容が善にも悪にも変わり得ることになり、恣意的なものになり勝ちになる。朋敬は柳沢保明や松平輝貞のように権力の中枢にいないため、こうした評者の主観が働くのである。『諫後』における評価も、父安次のことも含めあまり変わっていない。

以上側用人と若年寄の評価を見てきたが、評価のあり方、および役職と評価の関係について幾つかの点が指摘されよう。まず、在職期間の長い者、他の役職を経てきた者、また両書の編纂時に権力の中枢においてその後も居続けることが想定される者に対する評価が相対的にかなり高くなっていることである。また極めて簡潔で余計な事を付け加えない記述の仕方も、明らかに対象者の幕府における地位を意識した姿勢である。評価項目の評価基準が明確でないことも特徴的であり、特に「文道」「武道」という重要な評価項目にそれが見られる。評価基準が曖昧であると、評価者はまず主観的な評価ありきで対象者の評価をきめ勝ちになり、その結果自然と権力寄りの評価になり易くなる。『土芥』『諫後』が大名の評価において「評判記」の域にとどまっているとすれば、この辺りにその理由があるのではないか。

二、殿席（雁間）と『土芥』『諫後』における評価との関係

幕府座班制は万治二年（一六五九）制定されたが、一般大名も含む江戸城殿席は延享元年（一七四四）に制定され、將軍家の家的秩

序(家門、譜代、外様)、領地の規模(国主、城主、城主格、無城)、朝廷官位と並んで大名の類別基準となった。(松尾恵美子、「大名の殿席と家格」『徳川林政史研究所紀要・昭和五十五年度』)『土芥』および『諫後』が編纂された元禄期は、各大名家の家格が確立していく幕府座班制成立の中間期にあたりと考えられる。江戸城殿席(大廊下、大広間、柳間、黒書院溜間、帝鑑間、雁間、菊間)の中で、雁間は原則として城主の座席であり、重職を含めてこの詰間からの役職就任比率が極めて高いことが指摘されている。(松尾恵美子、同前)第二班では「文化武鑑」により「雁間詰」の大名を抽出し、「寛政重修諸家譜」により遡って『土芥』『諫後』の編纂時における「雁間詰」大名を特定した。(この方法により当時の全ての「雁間詰」大名がカバーされているわけではない。)

表2は両書の編纂時期である元禄三年、元禄十四年に既に「雁間詰」となっていた大名を選び出したものである。両書における評価は総合評価であり、班の担当者によるものである。これを見ると『土芥』と『諫後』ではかなり様相を異にしていることが分かる。『土芥』においては「記載(評価)なし」9、「極良」3、「良」6、「並」3、「悪」5(計26)であったものが、『諫後』になると「記載(評価)なし」4、「極良」2、「良」13、「並」6、「悪」1(計26)に大きく変化している。この理由としては次の諸点が考えられる。(1)『土芥』編纂の時点は幕府座班制確立の初期であり、大名の類別基準としては領地の規模、朝廷官位が主であった。このことは『土芥』における大名類別に関する記載事項を見ても明らかである。『土芥』に記載されていない大名が26名中9名と多いのは、この理由によるものである。(2)『諫後』の段階になると座班制が定着してきて、殿席が決まる大名が増えたと考えられる。その結果、殿席からみて記載されている大名数が増えているのである。(3)一方、殿席と役職との関係も強まってきており、「雁間詰」が幕閣の登竜門になりつつあったと思われる。『諫後』で大名の役職が強く意識され、経歴として記載され、評価でも頻繁に言及されている。『土芥』の段

階で既に、老中やその他重職への出世コースの出発点であった奏者番に26名中13名も任じられていた。(4)大名の評価が『諫後』において『土芥』よりも向上しているのは、前述のように一つには『諫後』の評価が全般に甘いこと、加えて評価と役職との間に強い肯定的な関係があることによるものと考えられる。こうした観点から殿席(雁間)という視角からの分析は、『土芥』および『諫後』における幕閣に対する評価という課題に大きなサポート材料となっている。

おわりに

『土芥寇讎記』および『諫懲後正』が編纂された元禄期は、綱吉の側近政治による独裁的政治体制から幕閣が徐々に官僚体制化してゆく過程であったと考えられる。それは江戸幕府の権力構造が安定的に確立しつつあった時期といってもよい。こうした時代背景の中で、幕府の大名に対する評価の視点は、権力構造の安定化に資する大名の自己規制であり、官僚化する幕府組織の中での位置づけであったことは想像に難くない。公式文書でなく、それ故か評価者の主観が強く出ている『土芥』『諫後』の両書が夫々の編纂時期の状況を反映しているとはいえず、こうした時代背景に敏感に反応し、それを評価に映し出そうとするのは当然のことであろう。本レポートでは、限られた視点からの分析ではあったが、『土芥』『諫後』の編纂者のそうした意図や立場をある程度明らかに出来たのではないかと考える。両書および他の「大名評判記」の資料的意義は大きく、この課題についてより詳細かつ掘り下げた分析が必要と考えている。余談ではあるが、官僚化する組織においてそれを構成する人々に対する評価の姿勢は、現代と多くの共通点があるように思われ、作業をしつつ面白く感じた。

表1 綱吉政権下の幕閣に対する評価

(1) 対象とする大名

[御側御用人]

大名名	役職期間	その他の役職	『土芥』評価	『諫後』評価
松平伊賀守忠易	貞享2～元禄3(5年間)		有	有
太田摂津守資直	貞享3	若年寄(貞享2) 寺社奉行 (延宝6)	有	無
南部遠江守直政	元禄1～2(2年間)		有	無
柳沢出羽守保明	元禄1～宝永6(21年間)		有	有
金森出雲守頼時	元禄2		有	有
相馬弾正少輔昌胤	元禄2～3(1年間)		有	有
酒井左衛門尉忠真	元禄6		有	有
松平右京亮輝貞	元禄7～宝永6(15年間)	(老中、享保15～延享2)	無	有
松平紀伊守信庸	元禄9～10(1年間)	京都所司代(元禄10)(老中、 正徳4～6)	無	有

(註)

- 対象大名は延宝8年(綱吉将軍就任)以降元禄14年(『諫後』編纂)までに御側御用人(以下側用人)に任命された大名。「江戸幕府役職集成」笠間良彦、「寛政重修諸家譜」、「徳川実記」より作成
- この期間に側用人に任命された者は14人。内、『土芥』『諫後』両方に記載されている者5人、『土芥』のみ2人『諫後』のみ2人 計9人
- 両書に記載の無い者5人
 喜多見若狭守重政(貞享3～元禄2) - 絶家(元禄2年2月)
 宮崎善兵衛重清(元禄1) - 逼塞(元禄1年10月)
 牧野伊予守忠広(元禄1) - 逼塞(元禄1年10月)
 畠山民部太夫基玄(元禄2～4) - 「高家」のため記載なし
 牧野備後守成貞(延宝8～元禄8) - 『土芥』に記載のない理由は不明。『諫後』では、その子牧野備前守成春の項に記載有り。

[若年寄]

大名名	役職期間	その他の役職	『土芥』評価	『諫後』評価
秋元摂津守喬朝	天和2～元禄12(17年間)	奏者番(延宝5) 寺社奉行 (天和1) 老中(同4)	有	有
松平弾正正久	元禄7～9(2年間)	元禄9年3月 解任	無	有
太田摂津守資直	前出		有	有
三浦老岐守朋敬	元禄2	奏者番(貞享3)	有	有
松平安房守信孝	元禄2～3(1年間)		有	無
内藤右近太夫政親	元禄3～7(4年間)		有	無
加藤佐渡守明英	元禄7～正徳1(17年間)	寺社奉行(元禄2)	有	有
本多紀伊守正永	元禄9～宝永1(8年間)	寺社奉行(元禄1) 老中(宝永1)	有	有
稲垣対馬守重富	元禄12～宝永6(10年間)		無	有
井上大和守正通	元禄12～宝永2(6年間)	奏者番(元禄8) 寺社奉行 (元禄9) 老中(宝永2)	無	有

(註)

- 対象大名の選択は[側用人]と同じ。

2 この期間に若年寄に任命された者は14人。『土芥』『諫後』両方に記載されている者5人、『土芥』のみ2人、『諫後』のみ3人 計10人

3 両書に記載が無い者4人

稲葉石見守正休（天和2～貞享1）－貞享1年8月、大老堀田正俊を刺殺

内藤若狭重朝（貞享1～2）－京都所司代（貞享4～元禄3）

稲垣安房守重定（貞享2～元禄2）－元禄2年2月 解任

米倉丹後守昌治尹（元禄9～12）理由不明。経歴に特に瑕疵は無い。

（2）『土芥』『諫後』における評価

〔御側御用人〕

大名名	「文道」	「武道」	「生得」	「国政」	「家士」	「行跡」	総評
松平忠易（土）	A	A	A	A	A	A	A
（忠徳）（諫）	B	B	A	A	A	A	A
太田資直（土）	C	A	C	A	B	B	B
南部直政（土）	C	C	A	C	C	B	C
柳沢保明（土）	C	C	A	A	A	A	A上
（諫）	C	C	A	A	A	A	A上
金森頼時（土）	C	C	A	C	A	—	—
（諫）	C	A	A	A	A	A	A
相馬昌胤（土）	B	C	A	B	B	—	B
（諫）	(C)	(A)	(A)	(A)	(A)	(B)	(A)
酒井忠真（土）	C	C	B	C	C	C	C下
（諫）	C	B	A	B	A	B	B
松平輝貞（諫）	C	A	A	A	A	A	A
松平信庸（諫）	B	A	—	A	A	B	A
牧野成貞（諫）	(C)	(C)	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)

〔若年寄〕

大名名	「文道」	「武道」	「生得」	「国政」	「家士」	「行跡」	総評
秋元喬朝（土）	A	A	A	A	A	A	A上
（諫）	B	A	A	A	A	A	A
松平正久（諫）	C	A	—	—	A	A	A
三浦朋敬（土）	C	C	A	—	C	B	B
（諫）	C	A	A	B	—	A	A
松平信孝（土）	A	B	A	A	A	A	A
内藤政親（土）	A	A	A	A	A	A	A
加藤明英（土）	A	A	A	A	A	A	A
（諫）	C	B	A	B	C	B	B
本多正永（土）	—	—	A	—	—	—	—
（諫）	B	A	A	A	A	A	A
稲垣重富（諫）	—	—	A	A	A	A	A
井上正道（諫）	B	A	A	A	A	A	A

表2 詰間（雁間）、役職と評価の関係

大名名	雁間詰め之年	役職	『土芥』評価	『諫後』評価
黒田豊前守直重	宝永6	奏者番（享保8）寺社奉行（同左）	記載なし	並
本田伯耆守正永	宝永1	寺社（元禄1）若年寄（元禄9）老中（宝永1）	評価なし	良
酒井靱負忠門	明暦2	記載なし	並	並
阿部対馬守正森	寛文11	記載なし	悪	良
阿部伊予守正春	寛文11	記載なし	悪	良
戸田能登守忠真	元禄12	奏者番（貞享2）寺社奉行（貞享4）（老中、正徳4）	記載なし	良
秋元摂津守喬朝	明暦3	奏者番（延宝5）寺社奉行（天和1）若年寄（同2）老中（元禄12）	極良	極良
土屋相模守政直	延宝7	奏者番（貞享1）大坂城代（同2）京都所司代（同3）老中（同4）	良	並
牧野備前守成春	元禄8	記載なし	記載なし	良
本庄因幡守宗資	元禄1	記載なし	良	記載なし
本庄安芸守宗俊	同上	記載なし	記載なし	並
牧野讃岐守英成	元禄6	記載なし	記載なし	評価なし
松平備前守隆綱	貞享3	奏者番（寛文1）	良	記載なし
松平弾正正久	同上	奏者番（元禄3）若年寄（元禄7）	記載なし	並
石川能登守乗紀	元禄1	奏者番（元禄15）	悪	並
土井式部少輔利忠	天和1	奏者番（宝永1）（寺社奉行、正徳3）	良	悪
土井甲斐守利治	貞享1	（奏者番、享保7）	評価なし	良
内藤駿河守清良	貞享2	奏者番（元禄8）	記載なし	良
石川主水総茂	貞享2	奏者番（宝永5）（寺社奉行、正徳4：若年寄、享保2：御側用人、享保10）	良	記載なし
久世出雲守重之	延宝7	奏者番（貞享2）寺社奉行（宝永1）若年寄（宝永2）（老中、正徳3）	並	良
板倉周防守重冬	明暦3	奏者番（宝永5）	極良	良
板倉甲斐守重長	天和3	記載なし	極良	極良
青山播磨守幸明	貞享1	奏者番（天和3）寺社奉行（元禄12）	悪	良
永井伊賀守尚富	寛文10	寺社奉行（元禄7）	悪	良
朽木伊予守多種昌	慶安2	奏者番（寛文7）	良	良
三浦老岐守直次	貞享1	奏者番（貞享1）若年寄（元禄2）	並	良

(註)

- 1 大名は元禄3年（『土芥寇讎記』の編纂年）、元禄15年（『諫懲後生』の編纂年）時点で雁間詰であった者。詰間は「文化武鑑（大名編）」で「雁間詰」の大名を探し、「寛政重修諸家譜」で遡った。（第2班の共同作業）
- 2 「雁間詰の年」はその大名家が「雁間詰」に定められた年であり、必ずしも当該大名が「雁間詰」となった年ではない。
- 3 役職は延宝8年（1680）から宝永6年（1709）（綱吉の時代）に任命されたものであり、それ以降については括弧書きとした。
- 4 評価は『土芥』『諫後』とも総合評価であり、第2班の夫々の大名の担当者の評価を採用した。